

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人 全国鳥獣害対策協会と称し、英文では Bird Wildlife COntrol Japanと表示し、BWCOJと略称する。

第2条（主たる事務所）

- 1、当法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。
- 2、当法人は、社員総会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

当法人では、鳥や獣による人間の生活環境や農林水産業への被害を防止するため、鳥獣の生態を研究し、効果的な生息管理、防除技術を開発することを目的とする。

第4条（事業）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）野生鳥獣と共存できる環境整備や対策の研究
- （2）鳥獣被害対策に関する相談及びコンサルティング業務
- （3）有害鳥獣の捕獲、防護及び駆除
- （4）鳥獣被害対策工事の施工及び管理業務
- （5）鳥獣被害対策事業者の適格審査業務
- （6）鳥獣被害対策事業者の紹介及び斡旋業務
- （7）鳥獣被害対策に関する物品の製造、加工、輸出入及び販売業務
- （8）鳥獣被害対策に関する調査及び研究活動
- （9）鳥獣被害対策に関する研修、講演等の教育活動
- （10）地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- （11）地域社会の健全な発展を目的とする事業
- （12）国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- （13）前各号及び掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの
- （14）その他、前各号に掲げる活動に付帯する事業

第3章 会員

第5条（種別）

- 1、当法人は、次の4種の会員を置き、いずれかに属するものとする。
 - （1）正会員：当法人の目的に賛同し、運営に資するために入会する法人又は個人。
 - （2）準会員：当法人の目的に賛同し、活動に資するために入会する法人又は個人。
 - （3）特別会員：当法人の活動に関連する分野で高い見識や技術を有する法人又は個人。
 - （4）賛助会員：当法人の事業を賛助するために入会する法人。
- 2、前項会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第6条（正会員の入会及び審査）

当法人の正会員になろうとする者は、会員1名以上の推薦を受け、社員総会において定める入会金及び年会費を添えて申し込みのうえ、総理事の同意を受けた場合、当法人に入会できるものとする。

第7条（正会員代表者）

- 1、正会員は、当法人に対して議決権及び選挙権（以下、議決権等）を行使する代表者1名を入会と同時に選出し、代表理事に届け出るものとする。
- 2、前項により、正会員を代表するものとして登録された者を正会員代表者と称する。
- 3、正会員代表者に変更があったときは、その都度新たな正会員代表者を、代表理事に届け出るものとする。

第8条（準会員の入会及び審査）

当法人の準会員になろうとする者は、会員1名以上の推薦を受け、総理事の承認を受けた場合、当法人に入会できるものとする。

第9条（特別会員の入会及び審査）

当法人の特別会員になろうとする者は、会員1名以上の推薦を受け、総理事の承認を受けた場合、当法人に入会できるものとする。

第10条（賛助会員の入会及び審査）

当法人の賛助会員になろうとする者は、会員1名以上の推薦を受け、社員総会において定める入会金及び年会費を添えて申し込みのうえ、総理事の承認を受けた場合、当法人に入会できるものとする。

第11条（入会金及び会費）

- 1、正会員は、当法人の活動資金に充てるため、社員総会において定める入会金及び年会費を支払わなければならない。
- 2、特別会員は、入会金及び年会費が免除される。
- 3、賛助会員は、当法人の活動資金に充てるため、社員総会において定める入会金及び年会費を支払わなければならない。

第12条（任意退会）

- 1、会員は、社員総会の定める退会手続きを行うことにより、任意に退会することができるものとする。
- 2、会員が自己都合により退会した場合、過年度に係わる未納の会費は納付しなければならず、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還されないものとする。
- 3、会員が自己都合により当法人を退会した場合、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第13条（除名）

- 1、会員が次のいずれかに該当する場合には、これを除名することができるものとする。
 - (1) 当定款、法令、若しくはその他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 破産又は解散したとき。
 - (4) 会費の納付が継続して半年以上されなかったとき。
 - (5) その他、除名すべき正当な理由があると3分の2以上の理事が同意したとき。
- 2、会員が除名され、その資格を喪失した場合、過年度に係わる未納の会費は納付しなければならず、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還されないものとする。
- 3、会員が除名され、その資格を喪失した場合、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第4章 社員総会

第14条（構成）

- 1、社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2、社員総会は、代表理事が認めた者であれば出席できるが、正会員でなければ議決権は有さない。

第15条（議権等の数）

社員総会における議決権は、正会員各1個とする。

第16条（権限）

社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 当法人の解散
- (4) 理事の選任又は解任
- (5) 事業計画書及び収支予算案の承認
- (6) 役員、会員、職員等に対する報酬金額
- (7) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (8) 会費の金額及び徴収方法
- (9) 合併
- (10) 事業の全部若しくは一部の譲渡
- (11) 運営に関する重要事項
- (12) 重要な財産の処分
- (13) その他、社員総会で決議するものとして法令又は当定款で定められたら事項

第17条（種類及び開催）

- 1、当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
- 2、定時社員総会は、毎事業年度末から3か月以内に1回開催する。
- 3、臨時社員総会は、議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったときに開催する。

第18条（招集）

- 1、社員総会は代表理事が招集する。
- 2、代表理事は、前条第3項の規定により、臨時社員総会の請求があったときは、60日以内を社員総会の日とする臨時社員総会を招集する通知を5日以内に発さなければならない。
- 3、社員総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

第19条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、当該社員総会に出席した理事の中から議長を互選する。

第20条（定足数）

社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

第21条（決議）

- 1、社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 2、前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数決をもって成立するものとする。
 - ・定款の変更
 - ・解散
 - ・その他、法令で定める事項

第22条（議決権の代理）

社員総会は、当定款の第7条で定められた正会員代表者が出席するものとする。正会員代表者がやむを得ない理由のため社員総会に出席できない場合は、代理人をもって議決権を行使することができるものとする。

第23条（議事録）

- 1、社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2、議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3、社員総会の議事録は10年間主たる事務所に備え置き、社員及び債権者は閲覧請求できるものとする。

第5章 役員及び職員

第24条（役員）

- 1、当法人は、1名以上5名以内を理事として置く。
- 2、理事のうち、1名を代表理事とする。

第25条（役員の選任）

- 1、理事は、社員総会の決議によって正会員代表者から選任するものとする。
- 2、代表理事の選出は、理事の互選による。
- 3、当法人は、三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

第26条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会が終結する時までとし、再任を妨げない。

第27条（解任）

役員は、いつでも辞任および社員総会の決議によって解任することができる。

第28条（役員の報酬等）

- 1、役員には、その職務執行の対価として報酬を支給できる。
- 2、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3、前2項に関する必要事項は、社員総会の決議によって別に定める「報酬及び費用に関する規定」による。

第29条（役員の職務）

代表理事は、当法人を代表し、その業務を総理する。

第30条（職員）

- 1、当法人は、事務を処理するための職員を置くことができる。
- 2、職員は、社員総会の決議によって定められた予算の範囲内で代表理事が任免することができる。

第6章 財産及び会計

第31条（財産の構成）

当法人の財産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

第32条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

第33条（事業計画書及び収支予算案）

当法人の事業計画書及び収支予算案等は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、直近の定時社員総会にて報告する。

第34条（事業報告、貸借対照表及び損益計算書）

- 1、当法人の事業報告、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書は、毎事業年度終了後から30日以内に代表理事が作成し、直近の定時社員総会にて報告する。
- 2、当法人は、前項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する。
- 3、決算上剰余金を生じたときは、これを分配してはならず、翌事業年度に繰り越す。

第35条（借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け）

- 1、当法人が資金の借入をしようとするときは、社員総会の決議によらなければならない。
- 2、当法人が重要な財産の処分及び譲受けを行おうとするときは、社員総会の決議によらなければならない。
- 3、当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体、一定の公益的な団体に贈与するものとする。

第36条（経費の支弁方法）

当法人の事業活動に経常的に生じる経費は、財産をもって支払う。

第37条（会計原則）

当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般社団法人の会計慣行に従う。

第7章 公告の方法

第38条（公告の方法）

当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によって行う。

第8章 禁止事項

第39条（禁止事項）

- 1、会員は、次に定める行為をしてはならない。
 - (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与すること。
 - (2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。
 - (3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人の活動以外に利用すること。
 - (4) その他、当法人の活動において、他会員が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、又はそのおそれのある行為。
- 2、前項の規定は、会員が会員資格を喪失した後も効力を有すものとする。

第9章 附則

第40条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年11月30日までとする。

第41条（設立時の役員）

当法人の設立時理事等は次のとおりとする。

設立時理事 菅野泰史 伊藤友希

設立時代表理事 伊藤友希

第42条（設立時社員の名称及び住所）

当法人の設立時の社員の名称及び住所は次の通りである

株式会社ケーゼスト

北海道名寄市東六条南五丁目95番地6

株式会社initium

東京都大田区上池台四丁目1番8－204号

第43条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国鳥獣害対策協会設立のためこの定款を作成し、
設立時社員が次に記名を押印する。

令和5年 3 月 7 日

設立時社員 株式会社ケーゼスト
代表取締役 菅野泰史

設立時社員 株式会社initium
代表取締役 小林友希

2025年1月23日 一部改訂